

短期滞在ビザ・コンプライアンス実践ガイド

意図しない「不法就労」を防ぐための実務ルールと境界線



加納行政書士事務所（ビザ申請サポートNavi）

短期滞在ビザの基本定義



就労不可

目的：短期間、日本に滞在する外国人のための在留資格（観光・親族訪問・短期ビジネス等）

大原則：短期的な訪問を前提とした制度であり、就労活動は一切禁止されています。



行政書士の実務ポイント：留学生や家族滞在ビザには『資格外活動許可（アルバイト許可）』の制度がありますが、短期滞在ビザにはそもそもアルバイト制度が存在しません。

許可される活動：プライベート編



【観光】

(最も一般的な目的)

- ・観光地巡り、温泉旅行
- ・日本文化体験、ショッピング、レストラン利用



【親族・知人訪問】

- ・家族や友人の訪問
- ・結婚式出席、葬儀参列

許可される活動：ビジネス・学術編



【短期ビジネス活動】 (※業務連絡など短期的なものに限る)

- ・ 商談、契約締結
- ・ 市場調査、会議・展示会参加、工場視察



【学会・講習参加】 (※無報酬の範囲内)

- ・ 学会・セミナー参加
- ・ 短期講習、研究発表



【スポーツ・文化活動】

- ・ アマチュアスポーツ大会参加
- ・ 文化イベント・交流イベント参加

【図解】 「短期ビジネス」と「就労」の境界線

✔ 可能な活動

- ✔ 商談
- ✔ 契約締結
- ✔ 会議参加
- ✔ 展示会参加
- ✔ 市場調査

✘ 不可な活動

- ✘ 日本企業で働く
- ✘ 日本企業から報酬を得る



行政書士の実務ポイント：
商談のための来日はOKですが、その商談のついでに『日本の支社で数日間だけ実務を手伝う』といった行為は就労とみなされる危険があります。

「ビジネス目的の来日」と「就労」は全く異なります。日本国内で利益や報酬を直接生み出す活動は、短期滞在ビザでは認められません。

絶対に禁止されている3つの活動



1. 就労（アルバイト・会社勤務など）

アルバイト、会社勤務、飲食店勤務、派遣労働、有給インターンはすべて不可。



2. 報酬を伴うビジネス活動

日本企業から給与を受け、日本でサービス提供して報酬を得る、日本で事業を行うことは不可。



3. 長期滞在

日本への長期居住、学校入学、長期研修は不可。（最大90日の原則）

「知らなかった」では済まされない違反事例



【ケース1】

短期滞在でアルバイト



【不法就労】



【ケース2】

短期滞在中で会社勤務



【就労ビザ違反】



【ケース3】

短期滞在中で90日を超える
長期滞在



【在留資格の目的外活動】

ペナルティ：違反すると「強制退去」や「再入国拒否」という非常に重い処分の対象となります。

企業側が負う「不法就労助長罪」のリスク



企業担当者様へ

外国人が「短期滞在ビザ」であることを知らずに、あるいは「少し手伝ってもらっただけだから」と安易に自社で働かせた場合、外国人本人だけでなく雇用した企業側も処罰の対象となります。

【不法就労助長罪】

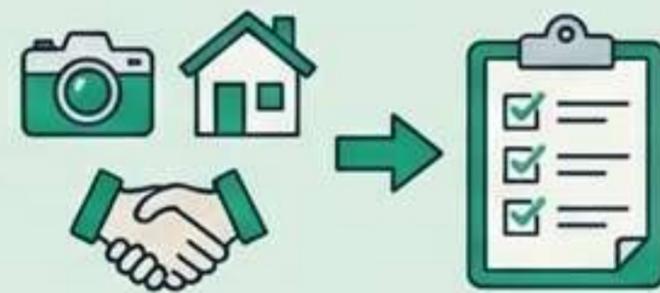
不法就労であることを知らなかったとしても、過失があれば免責されません。コンプライアンス遵守のため、確実な在留資格の確認が必須です。

実務対応：安全に招へいするための3つの鉄則



① 滞在目的の明確化

「観光」「親族訪問」「ビジネス」など、来日目的を申請時に明確にし、その範囲内でのみ活動させること。



② 身元保証人・招へい人の準備

ビザ申請にあたり、日本側の「身元保証人」や「招へい人」の書類が必要になるケースが多々あります。



③ 在留期間の厳格な管理

許可された日数（15/30/90日）を1日でも超えるとオーバーステイとなります。帰国日の確実な管理が必要です。



短期滞在から他のビザへの変更は可能か？

大原則: 短期滞在ビザからの直接変更は「原則不可」です。



例外: 日本人配偶者、永住者配偶者、その他「特別の事情」がある場合に限り変更が認められるケースがありますが、極めて限定的です。

よくあるご質問 (Q&A)

Q 短期滞在ビザでアルバイトできますか？

A できません。短期滞在は非就労の在留資格であり、アルバイト制度ありません。

Q 短期滞在ビザで商談はできますか？

A 可能です。商談・契約締結・市場調査などは無報酬の範囲で認められています。

Q 短期滞在ビザの滞在期間は？

A 通常、「90日」「30日」「15日」のいずれかとなります。

Q 短期滞在から就労ビザへそのまま変更できますか？

A 原則できません。一度出国し、在留資格認定申請 (COE)を行うのが通常の流れです。

確実なビザ手続きとコンプライアンス遵守のために

まとめ：来日目的に応じて「就労ビザ」「留学ビザ」「経営管理ビザ」など、最初から適切な在留資格を選ぶことがトラブルを防ぐ唯一の道です。



ビザ申請サポートNavi東京 / 加納行政書士事務所

代 表：特定行政書士 加納 裕之

経 歴：同志社大学大学院(法学修士)、明治大学法科大学院修了、
TOEIC 805点

専門分野：入管取次・ビザ申請、在留資格、外国人問題、国際公法

お問い合わせ・無料相談

☎ TEL：03-6403-5295（平日10:00-20:00）

📍 アクセス：東京都千代田区（半蔵門駅 徒歩3分 / 永田町駅 徒歩7分）

※事前予約制にて無料相談を実施しております。お気軽にお問い合わせください。